

研究ノート

“さし腹”としての金津喧嘩

堀井 雅弘*

はじめに

1. 歴史のなかの金津喧嘩

(1) 福井藩の歴史書

(2) 金津喧嘩の年代

2. 逸話のなかの金津喧嘩

(1) 仁右衛門の“さし腹”

(2) 仁右衛門の“無念腹”

おわりに

はじめに

福井藩は2代藩主松平忠直代の慶長18年(1613)、越前国北部の金津宿に金津奉行所を設置した。同宿は北陸道と竹田川が交差する要衝にあり、同奉行所には金津奉行(「金津郡代」や「金津所司代」とも)が常駐して川北領(九頭竜川以北の福井藩領)一円の行政・司法、防火・防犯、交通などを主管していた¹⁾。

4代藩主光通代の寛文年間(1661~1673)、その金津奉行と三国目付²⁾兄弟とによる喧嘩(以下「金津喧嘩」という)があったという。福井藩において金津喧嘩は、歴史書では寛文9年、または同12年にあった「喧嘩」とされている。他方、金津喧嘩は逸話としても伝え継がれており、ここでは、切腹からかたき討ちへと進展していく。切腹には自裁や刑罰のほか、主君に殉ずる追腹(供腹)や先腹、他律的な詰腹、かたき討ちと目的をおなじくする“さし腹”(指腹/差腹)³⁾などがある。このうち、さし腹は相手を指名して切腹すると指名された相手も切腹しなければならないという習慣で、相手に切腹した刀を贈るという作法もあったという⁴⁾。歴史書と逸話を併せて読んでいくと、金津喧嘩の切腹をさし腹としてみることができる。

さし腹は習慣化し、一部で作法も確立されていたとされるが、確認例は多くないようである。それにともなっか、現在の認知度も決して高くない。そこで本稿では、まず金津喧嘩にかんする福井藩の歴史書の記述を読み解き、歴史のなかでの「喧嘩」の位置を確認する。そうしたうえで金津喧嘩の逸話を読み重ね、物語のなかでの切腹の語られかたを確認し、金津喧嘩の切腹について、そのさし腹

*福井県文書館古文書調査専門員、認証アーキビスト

“さし腹”としての金津喧嘩

の可能性を検討していく。

1. 歴史のなかの金津喧嘩

(1) 福井藩の歴史書

福井藩の歴史書は、その作成主体によって越前松平家を中心とした藩公式の歴史書と、著編者が記録や伝聞から取捨選択した藩士私製の歴史書に大別できよう。金津喧嘩にかんする記述は後者に散見する。

まず、現存する福井藩の歴史書（以下「歴史書」は藩士私製の歴史書を指す）のなかでも、初期に成立した「片聾記」⁵⁾からみてみよう。

資料1-1 「片聾記」⁶⁾（注釈と読点等は筆者による）

^(寛文)
同十二年子、金津郡代秋田市兵衛・三国御目付畑仁左衛門兄久右衛門喧嘩

初代藩主結城秀康以来、各代の歴史を編年で記述していくなかで、寛文12年（1672）に金津郡代（以下、本文中では引用資料中のおもな表記である「金津郡代」に統一する）秋田市兵衛と三国目付畑仁左衛門（資料によっては「仁右衛門」）の兄久右衛門とによる喧嘩があったとする。ただ、その文章は極めて簡略で、ここから喧嘩の内容を窺い知ることはできない。

「片聾記」は自筆本が確認されておらず、複数の写本が現存するも諸本で記述に差異がある。資料1-1部分も「最も原本に近いものと思はれる」⁷⁾福井大学附属図書館本を底本とした『片聾記・続片聾記 上』になく⁸⁾、そうした差異の一部である。しかしながら「片聾記」を増補した「続片聾記」⁹⁾は、資料1-1とおなじく寛文12年に喧嘩があったとする。

資料1-2 「続片聾記」卷之二（『片聾記・続片聾記 上』）¹⁰⁾

同年金津郡代秋田市郎兵衛、三国御目付畑仁右衛門兄久右衛門喧嘩有レ之、此年慶松東郷が山屋鋪被レ下郡代荻野小内膳へ被ニ仰付一。

資料1-1と同様の市郎兵衛と久右衛門とによる喧嘩である。これは資料1-1と出所が異なるのか、市兵衛を「市郎兵衛」、畑兄弟の姓を「佃」とするが、前者（と後出の「小内膳」）は藩政資料¹¹⁾に「市兵衛」（と「小大膳」）と表記されており、後者も光通代の給帳¹²⁾に各々「畑」姓で記載されている。この「郎」（と「内」）「佃」は誤記か誤伝であろう。

つづく「此年」の「慶松」は福井城下の豪商慶松五右衛門で、それが山屋敷を下されたという一文は喧嘩と無関係である¹³⁾。しかし、つぎの「荻野小内膳」は荻野小大膳で、寛文10年3月18日に市兵衛の後任として金津郡代に任ぜられている¹⁴⁾。「慶松」の一文は竄入文であろう。「郡代」で小大膳と市兵衛とが結びつき、そこから喧嘩が交代をもたらしたと読み通すことができる。

なお、小大膳の金津郡代への任命には寛文12年（資料1-2）と同10年（注14(剥札)）の二説があり、後述するように金津喧嘩にも同12年と同9年の二説がある。こうした年代の前後については、次

項で検討する。

このほか「続片聾記」の別巻には、著者の山崎七郎右衛門が万延元年（1860）4月11日に「仙石氏」から借用して写したという「書」が収められている¹⁵⁾。その「書」とは、寛文9年から寛延4年（1751）までの「所罰者一覧」（『続片聾記 下』による頭注）で、そこに仁右衛門・市兵衛の名がみえる。

資料1-3 「続片聾記」巻之八（『続片聾記 下』）¹⁶⁾

光 通 公

畑仁右衛門、寛文九酉正月廿九日秋田市兵衛に意趣有_レ之切腹、最前より仕方悪しく故倅喜八郎御改易、右に付倅金弥へ十五人ふち被_レ下。

秋田市兵衛。右市兵衛。打果し候に付、倅山三郎へ十人ふち被_レ下。

書写者と書写時期、借用元以外は未詳の「書」ながら、仁右衛門は市兵衛に意趣を抱き、寛文9年正月29日に切腹したとする。人物と時期、そして内容から、**資料1-1・1-2**の「喧嘩」が想起されよう。市兵衛は文脈をたどりにくいから、**資料1-1・1-2**を勘案すると相手は久右衛門であろうか、それを「打果し」たようである。ただ、それが久右衛門であったとしても、ここから「切腹」と「打果し」との相関関係を読み解くことはできず、「喧嘩」との連関関係も想起されるにとどまる。

加えて、切腹には、はじめにで例示した追腹・詰腹・さし腹などのほかに「無念さの余り切腹する」「無念腹」や「憤りの余りの」「憤腹」もあったとい¹⁷⁾、無念腹は「不満の意志表示」¹⁸⁾ともあらわされる。そうすると**資料1-3**の仁右衛門の切腹は、切腹をもって意趣を晴らそうとしたのであればさし腹、意趣を晴らせないために切腹したのであれば無念腹になる。双方ともに可能性があり、さし腹とも無念腹とも断定することはできない。

金津喧嘩にかんする記述は、これら「片聾記」「続片聾記」とは系統を異にする「国事叢記」¹⁹⁾にも記載されている。編者の田川清介が序文に「公命」（当時の藩主は16代慶永）を奉じて編纂にあたり、「国事叢記」と名づけて藩庫に納めたとしていることから、一藩士である清介による編纂物ながら半公的な歴史書といえよう。

ところで、その序文には天方家が所蔵する「覚書若干冊」と皆川家が所蔵する「御代規録若干冊」の二書を校合し、編年で記述したとある。清介が校合した二書のうち、後者にあたりと推定される「越州御代規録」²⁰⁾は、寛文12年でなく**資料1-3**とおなじ同9年に喧嘩があったとする。「国事叢記」の前に「越州御代規録」の記述を確認しておこう。

資料2-1 「越州御代規録」²¹⁾（読点等は筆者による）

正月、秋田市兵衛・佃仁右衛門・同弟松田弥五太夫・同兄佃久右衛門、於金津喧嘩、金津郡代萩野小大膳_ニ被_レ仰付

資料1-2と同様の記述であるが、久右衛門・仁右衛門には弟がおり、その弥五太夫（資料によっ

ては「弥五大夫」「弥五右衛門」を含めた四者による喧嘩であったとし、「於金津」と場所も明記する。また、慶松が山屋敷を下されたという一文はなく、喧嘩と郡代の交代とを明確に結びつけている。なお、弥五太夫については、藩政資料で確認できず、この続柄以外未詳である。

資料2-1は同書を校合したとみられる「国事叢記」のほか、「越藩貴耳録」²²⁾にも記載されている²³⁾。同書は「国事叢記」とも「片聾記」とも系統を異にするが、同一の記述で、しかも「越州御代規録」「越藩貴耳録」では寛文9年正月の編年に組み込まれている。ただ、資料1-1・1-2の12年も誤伝と言い切ることはできないようで、「国事叢記」では9年正月の編年から外されて同年の末に置かれるという、慎重な取り扱いがなされている。

資料2-2 「国事叢記」(『国事叢記 上』、下線は筆者による)²⁴⁾

正月 金津郡代秋田市兵衛光重^{九百石}三国目付畑久右衛門^{三百石}、父久右衛門^{八百石}、畑仁右衛門^{三百石}松田弥五大夫
於二金津一喧嘩。久右衛門自害、首を秋田江送ル。仍秋田不_レ死。
畑男子金津行、双方親類早馬にて金津に至る。光重代荻野小大膳家豊。千石。寛文十二
年喧嘩とも。

資料2-1と同様の構成で、そこに市兵衛・久右衛門の役職と金津郡代の諱を加え、割書で注を入れる。諱に検討の余地があり²⁵⁾、三国目付も資料1-1・1-2の仁右衛門から久右衛門へと入れ替わって人物の相関関係が変化しているが、割書から父久右衛門の存在、そして喧嘩の具体的な内容がみえてくる。「喧嘩」部分の割書(下線部)によると、それはつぎのように推移したという。

- (A) 久右衛門が自害する (= 資料1-3の仁右衛門の切腹か)
- (B) 首を市兵衛へ送る
- (C) 市兵衛は死なず
- (D) 「畑男子」が金津へ行く
- (E) 「双方親類」も早馬で金津に駆け付ける

(C) までは久右衛門と市兵衛との二者による対立であった。それが、(B) 後の (C) で市兵衛が死ななかったために (D)、ついで (E) の「双方親類」を巻き込む騒動へと拡大している。(D) は (C) に連動しており、(C) の市兵衛の対応がその後を左右したといえよう。

刀と首という違いはあるものの、市兵衛は久右衛門が切腹した証拠を突きつけられている。切腹した久右衛門の遺志を含め、背景を読み取ることはできないが、(A) → (B) → (C) と二者で進行していることから、さし腹の図式は成り立つ。金津喧嘩における切腹は、さし腹であった可能性が高いとみてよいのではないであろうか。資料1-3の「意趣」を考慮すると、その可能性はさらに高まろう。

(2) 金津喧嘩の年代

これまでみてきたように、金津喧嘩には寛文9年(1669)と同12年の二説があり(表)、「国事叢記」などは9年と仮定しつつ、末尾の割書のなかで12年説も紹介していた。

前項で述べたとおり、小大膳の金津郡代への任命は寛文10年3月18日であった。その出典は福井藩士の人事関係の基礎資料の一つ、「剥札」であり、「金津所司代秋田市兵衛跡」という記述をもって前任・後任の関係が明示されている。

表 各歴史書中の金津喧嘩の年

資料名(資料番号)	資料の成立年	資料中の金津喧嘩の年
「片聾記」(1-1)	元文2年(1737)～	寛文12年
「越藩貴耳録」※2-1と同文	元文3年(1738)	寛文9年(正月)
「越州御代規録」(2-1)	未詳(弘化3年以前か)	寛文9年(正月)
「国事叢記」(2-2)	弘化3年(1846)	寛文9年(正月)／寛文12年
「続片聾記」卷之二(1-2)	弘化2年(1845)～	寛文12年
「続片聾記」卷之八(1-3)	安政5年(1858) ²⁶⁾	寛文9年(正月29日)

ところが『坂井郡誌』や『金津町史』、『芦原町史』などは、歴代金津郡代の任期・知行・姓名を列記していくなかで市兵衛を5代目、長谷部六右衛門を6代目、そして小大膳を7代目に数えている²⁷⁾。各書で始期や年限の一部に差異があり、『芦原町史』は出典を私家文書としているが²⁸⁾、これが通説であろう。

それでは、市兵衛はどうであろうか。「諸士先祖之記」²⁹⁾によると、福井藩士秋田家は光通の先代、忠昌(当時は信濃国松代藩主)代の元和3年(1617)に松代で召し出された内蔵之丞にはじまる。市兵衛は初代当主内蔵之丞の子で、おなじく忠昌代の寛永6年(1629)に跡知を下され、光通代に「有故而相果」てたという。なお、秋田家は2代当主市兵衛が「相果」てたが、その後、嫡子六郎右衛門が500石を下され、次男三五左衛門も新知200石をもって召し出されている。そして、六郎右衛門は貞享3年(1686)に暇を下されたため、三五左衛門が3代当主として家を保っていくことになったようである³⁰⁾。

この「諸士先祖之記」の六郎右衛門の相続と三五左衛門の召出について、「姓名録」は前者を寛文9年5月11日、後者を同年月日不詳とする。他方「剥札」は後者を寛文10年3月13日とし(前者は未記載)、他家である小大膳の金津郡代への任命と合致している。新たに10年という可能性も浮上してくるが、少なくとも12年説は否定できよう。

なお、前項で小大膳と前後して述べたとおり、久右衛門・仁右衛門兄弟も光通代の給帳に記載されており、各々藩士家の一家に数えられている(石高は久右衛門が300石、仁右衛門が200石)。しかし、畑家は「諸士先祖之記」や「剥札」、「姓名録」に記載されておらず、資料1-3の喜八郎・金弥は履歴が確認できない。また「三国御目付」についても未詳であるため、畑家や関連する役職から金津喧嘩の年代をたどることはできない。

2. 逸話のなかの金津喧嘩

(1) 仁右衛門の“さし腹”

資料1-3の「意趣」と「切腹」、そして資料2-2の割書から、金津喧嘩は仁右衛門(後者では久右衛門)の切腹にはじまり、その切腹はさし腹であった可能性が高いとみられる。しかし、歴史書においても年代が確定されておらず、資料2-2の割書以上に具体的な記述は確認できない。こうした歴史書の記述から誕生したのか、それとも歴史書と並行して語り継がれ、あるいは書き継がれていたのか、両者の関係は未詳であるが、管見の限り、金津喧嘩の逸話には二つの類型がある。

まず、福井藩内で伝え継がれていた逸話からみていこう。それは「南越雑話」³¹⁾と「越雄記」³²⁾に収められており、後者は「越藩史略」³³⁾によると「略南越雑話に異なるなし何人の作たるを知らず」³⁴⁾という。前者は漢字片仮名交じり文、後者は漢字平仮名交じり文と文体が異なっているが、金津喧嘩の逸話も確かに同一の物語である。ただ、二書を照合してみると、文字単位のみならず文単位で差異がある。加えて前者は翻刻・現代語訳が刊行されており³⁵⁾、後者は未翻刻・未刊行であることから、ここでは「越雄記」の紹介も兼ねて同書の記述を取り上げたい。

資料3 「越雄記」(読点等は筆者による)

一、畑仁右衛門とて、百石の身上にて三国に居たるに、金津の郡代秋田市兵衛組の足軽、無礼したるをとかめ付届したるに、仁右衛門短気なる生れつきにて、家来を呼寄せ言様ハ、(1) 我腹を切へき間、我か首を打て器に入、市衛方へ可送と言けれハ、家来も様々といさめけれ共、聞入すして腹を切りたる故、せんかたなくゆい言のことくにせし処に、市兵衛大きに驚き、(2) 首をおくりたる上ハ是非に不及とて、嫡子右馬允を福井へ遣し検使を申請、切腹せんとの事なるに、此沙汰の福井に聞得しかは、仁右衛門兄の久右衛門ハ久敷不和にて勘当なれ共、此節兄弟のよしミのかれかたしとて、弟の松田弥五大夫をともない金津へかけ付ける(後略)

後略部は、市兵衛の屋敷(金津郡代の役宅)での久右衛門・弥五大夫兄弟によるかたき討ち(座敷で久右衛門と市兵衛とが切り合って相打ちになり、弥五大夫はそれを見届けて立ち退こうとする)と、それにつづく市兵衛の婿・次男によるかたき討ち(二人が勝手口から躍り出て弥五大夫と切り合い、次男が討ち取る)である。

資料3は、歴史書に現れる仁右衛門・市兵衛・久右衛門・弥五大夫の四者に市兵衛組の「足軽」・仁右衛門の「家来」の二者を加えた六者で、つぎのように進行して後略部のかたき討ちの条件を整えていく。

- (a) 足軽が無礼を働く
- (b) 仁右衛門が足軽の無礼を見咎めて市兵衛に届け出る
- (c) 仁右衛門が家来を呼び寄せ、これから切腹することを告げてその後の手筈を遺言する
- (d) 家来が仁右衛門を諫めて思い止まらせようとする
- (e) 仁右衛門が切腹する(=資料2-2の(A))
- (f) 家来が切腹した仁右衛門の首を切って容器に入れ、市兵衛方へ送る(≒(B))
- (g) 市兵衛がさし腹を受け容れ、切腹のために嫡子を福井へ派遣して検使を要請する(≠(C))
- (h) 久右衛門が弥五大夫を連れて金津へ駆けつける(=(D))

ここでは市兵衛組の足軽が無礼を働いたとし(a)、それを物語の起点にしている。そこから、仁右衛門は市兵衛に届け出るも「短気なる生まれつき」により、切腹を専断して突き進んでいく(b)。そして、その場面において、切腹後に「首を打て器に入、市兵衛方へ可送」(下線(1))と家来へ遺言する(c)。仁右衛門の口から切腹の意図が語られ、ここで、この物語の切腹はさし腹であることが

明示される。

ただ、このなかで仁右衛門は「短気」と性格づけられている。しかもそれを切腹の動機にしているため、仁右衛門が一方的に恨みを募らせて切腹したようにみえる。それでも、市兵衛は「首をおくりたる上ハ是非に不及」(下線(2))と検使を手配し、仁右衛門の切腹をさし腹として受け容れて切腹しようとしている(e)。この市兵衛の発言と対応から、さし腹に対する共通認識を垣間見ることができよう。

この逸話は「足軽」が起点となり、「家来」が連結している。そうして、歴史書にみえない二者に重要な役割を与えて細部を補完しながら、切る側と切られる側の双方からさし腹を描き出していく。理不尽さが強調されているが、さし腹の性質を窺い知ることができる物語であるといえよう。

(2) 仁右衛門の“無念腹”

つぎの逸話は『二十六大藩の藩学と士風』³⁶⁾で紹介されているものである。同書は書名に「二十六大藩の」とあるとおり、全国各地の諸藩を対象にしている。それに応じて資料も広範な地域に及ぶためであろうか、巻頭に「引用書目概略」を設けて「茲に掲げた引用書は、本書内容の各旧藩地である現在の二十六大都市における各図書館について、借覧した郷土資料の書籍及び他の郷土文献と、更に著者の書齋における必要書等であるが、なほ多くの書目を遺漏してゐることを附加しておく。」³⁷⁾と前置し、そこに列記していく。しかし、つぎの逸話は引用書目が特定できず、同書以外で確認できていないため、ここでは同書の記述を引用する。

同書は福井藩について、秀康から叙述をはじめ、そこから忠直へと移り、そして「その前後において、福井の士気を察すべきものとして、藩人の間に伝えられたいろいろの武士道談がある。」とつづけて数話の「武士道談」を紹介している。その一話目が、この逸話である。

資料4 『二十六大藩の藩学と士風』³⁸⁾ (下線は筆者による)

藩臣畑仁右衛門、金沢藩の郡代秋田市兵衛の手代某が、仁右衛門に不挨拶して笠を取らぬ。仁右怒りて市兵衛に厳談せんとしたが、市兵衛の家人ら人数を待みてこれを拒み恥かしめた。仁右力及ばずして腹切つて失せたので、かねて仁右とは義絶の仲であつたその兄久右衛門、弟弥五右衛門は、義に依つて仁右の首を切つて、果し状を添へて市兵衛に送り、定めの日、二人は市兵衛が邸に赴いた。市兵衛礼儀正しくこれを迎へて勝負を決し、その場に切伏せられたが、市兵衛が婿加藤新五右衛門急を聞いて駆けつけ、矢庭に久右を斬つてすて、弥五を庭石に叩きつけて投げ殺した。

著者、あるいは引用元によって意識されているようであるが、**資料3**とはまた別の逸話である。なお、市兵衛が「金沢藩」の郡代とされていることにより、福井藩士仁右衛門と「金沢藩」士市兵衛という図式になるが、この「金沢藩」は物語に作用していない。

(a) 手代某が不挨拶をなす (= **資料3**の(a))

(b) 仁右衛門が市兵衛に抗議しようとしたところ、家人らに阻まれる (≠ (b))

(c) 仁右衛門が切腹する (=資料2-2の(A) = 3(e))

(d) 久右衛門と弥五右衛門が道義から仁右衛門の首を切り、

果たし状を添えて市兵衛に送る (=資料2-2(B) = 3(f))

(e) 久右衛門と弥五右衛門が市兵衛の屋敷に行く (=資料2-2(D) = 3(h))

ここでは資料3でいう足輕の無礼を手代某の「笠を取らぬ」という不挨拶であったとする(a')。そして仁右衛門は市兵衛に手代某の不挨拶を抗議しようとするのであるが、ここから展開が異なり、家人らに阻まれて恥辱を受けさせられたとし(b')、それを切腹の動機にしている。しかも資料3の「家来」役の人物は登場せず、したがって遺言もなく、仁右衛門は「力及ばずして」切腹して果てる。そのため、切腹の直後に久右衛門・弥五右衛門(資料3では「弥五大夫」)が登場して「義に依って」仁右衛門の首を切り、果たし状を添えて市兵衛に送ったとすることで、物語は切腹からかたき討ちへと遷移している。

この逸話では、明らかに仁右衛門よりも兄弟の役割が、切腹よりもかたき討ちの比重が大きくなっている。そのためか、資料3のように物語のなかで切腹の意図が明言されることはなく、切腹は切腹のままで、首もまた、かたきを討とうとする兄弟によって送られており、さし腹のそれではなくなっている。これは無念腹に類されよう。

おわりに

金津喧嘩は、喧嘩の年代や人名の表記に差異があり、また金津郡代の交代の年代に齟齬をきたすなど、不確かさを残しながらも、複数の歴史書によって世々に伝え継がれていた。

なかでも資料1-3は、断片的ながら畑(ここでは仁右衛門)が市兵衛に意趣を抱いていたこと、そして意趣から切腹したことを写し伝えている。そして資料2-2も、金津喧嘩が畑(ここでは久右衛門)の切腹にはじまる「喧嘩」であったとし、切腹した畑の首が市兵衛方へ送られたとしている。こうした一つひとつの断片をつなぎあわせていくと、金津喧嘩の切腹はさし腹であったという可能性が高まっていく。

他方、逸話では二通りの語られかたをしており、資料3は切腹をさし腹とし、それをもって物語を成り立たせているが、資料4は切腹をさし腹とせず、残された兄弟の役割を拡大して物語を進行している。

各話の形成については検討が必要であるが、前者は歴史書である資料2-2と同様に推移しており、物語らしく細部を補完しつつ、金津喧嘩の切腹からさし腹を描き出している。逸話であることによる伝播の仕方もある。金津喧嘩の切腹がさし腹として伝え広められていくなかで、この逸話も一定の役割を果たしてきたのではないであろうか。

注

- 1) 金津奉行については、舟澤茂樹「福井藩の金津奉行」(『福井県地域史研究』第11号(福井県地域史研究会、2002年)83~96頁)、同「福井藩の街道統制(1)一金津宿と金津奉行所一」(『北陸道I・吉崎道』歴史の道調査報告書 第1集(福井県教育委員会、2001年)106~114頁)、同校訂『福井藩士事典』(歴史図書社、1977年)30・

31頁ほか参照。

- 2) 未詳。「三国御目付」のほか「三国役」とも。
- 3) さし腹については、千葉徳爾『たたかいの原像』（平凡社、1991年）239～243頁、清水克行『喧嘩両成敗の誕生』（講談社、2006年）48・49頁、氏家幹人『かたき討ち』（中央公論新社、2007年）26～50頁参照。また、倉員正江氏は「浄瑠璃坂の敵討をめぐり一考察 ―語り継がれる敵討の変容と「さし腹」―」（『文学』第16巻第4号（岩波書店、2015年）68～81頁）で浄瑠璃坂の敵討をさし腹の視点で再検討している。
- 4) 「米沢通鑑學要」（『山形県史』資料篇 四・新編鶴城叢書 下（山形県、1950年）127頁）。
- 5) 著者は伊藤作右衛門ほか、成立（自序）は元文2年（1737）。自筆本が確認されておらず、複数の写本によって伝存している。写本のうち、福井大学附属図書館本は福井県立図書館・郷土誌懇談会共編『片聾記・続片聾記 上』（福井県郷土叢書 第2集、福井県立図書館、1955年）として翻刻が刊行されている。なお、作右衛門の履歴は『福井藩士履歴 1 あ～え』（福井県文書館、2013年）189・190頁参照（元文2年当時は御留守番で御所務方請込）。
- 6) 松平文庫「片聾記」（資料番号 A0143-01340）。なお、同書は前掲注5『片聾記・続片聾記 上』で校合された六書のうちの一書である。
- 7) 前掲注5『片聾記・続片聾記 上』7頁。
- 8) 前掲注5『片聾記・続片聾記 上』62頁。
- 9) 著者は山崎七郎右衛門、成立（自序）は弘化2年（1845）。前掲注5『片聾記・続片聾記 上』・『続片聾記 中』・『同 下』（福井県郷土叢書 第3集・第4集、福井県立図書館、1956・1957年）として翻刻が刊行されている。なお、七郎右衛門の履歴は『福井藩士履歴 6 み～わ』（福井県文書館、2018年）139・140頁参照（弘化2年当時は大御番組）。
- 10) 前掲注5『片聾記・続片聾記 上』594・595頁。
- 11) 松平文庫「諸士先祖之記（諸士先祖之記録 一）」・「同（同 二）」（資料番号 A0143-02020・02021）、同「剥札 上」・「同 下」（資料番号 A0143-00469・00470）、同「姓名録 三 チ・ヲ」・「同 九 ア・サ・キ・ユ・メ」（資料番号 A0143-02012・02018）、同「隆芳院様御代給帳・源光通公御家中給帳・清浄院様御代給帳（隆芳院様御代給帳・大安院様御代給帳・清浄院様御代給帳のうち）」（資料番号 A0143-01308）など。
- 12) 前掲注11「隆芳院様御代給帳・源光通公御家中給帳・清浄院様御代給帳（隆芳院様御代給帳・大安院様御代給帳・清浄院様御代給帳のうち）」。
- 13) 前掲注6「片聾記」にも「同年慶松山屋敷被下」とあるが、資料1-1から行が改められている。
- 14) 『福井藩士履歴 2 お～く』（福井県文書館、2014年）29頁。出典は前掲注11「剥札 上」。
- 15) 前掲注9『続片聾記 下』210～231頁。
- 16) 前掲注9『続片聾記 下』211頁。
- 17) 中康弘通『切腹 ―悲愴美の世界―』（久保書店、1960年）23頁。
- 18) 千葉徳爾『切腹の話』（講談社、1972年）106頁。
- 19) 編者は田川清介、成立（自序）は弘化3年（1846）。松平文庫「国事叢記 一（寛文～貞享3）」～「同 十五（明和4～7）」（資料番号 A0143-01184～01198）。また、福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会共編『国事叢記 上』『同 下』（福井県郷土誌懇談会、1961・1962年）として翻刻が刊行されている。なお、清介の履歴は『福井藩士履歴 4 た～ね』（福井県文書館、2016年）72・73頁参照（弘化3年当時は御書院番組で御右筆（御家譜御用））。
- 20) 著編者・成立年ともに未詳。松平文庫「越州御代規録 壺」～「同 三十五」（資料番号 A0143-01454～01488）。
- 21) 前掲注20「越州御代規録 二」。
- 22) 著者は村田氏春（氏純）、成立（明石慶弘序）は元文3年（1738）。松平文庫「越藩貴耳録 天」「同 地」「同 人」（資料番号 A0143-01366～01368）。なお、氏春の履歴は『福井藩士履歴 6 み～わ』（福井県文書館、2018年）76頁参照（元文3年当時は大番組）。
- 23) 前掲注22「越藩貴耳録 地」。

- 24) 前掲注19『国事叢記 上』193頁。
- 25) 市兵衛は、前掲注11「諸士先祖之記」「姓名録」では「勝重」である（なお、父は光勝）。小大膳は、「諸士先祖之記」では「永吉」（次代は永豊）、「姓名録」では「永豊」（次代は永吉）である。
- 26) 前掲注5『片聾記・続片聾記 上』9頁。
- 27) 福井県坂井郡教育会編『坂井郡誌』（福井県坂井郡教育会、1912年）565頁、伊東尚一編『金津町史』（金津町教育委員会事務局、1958年）148・149頁、芦原町史編纂委員会編『芦原町史』（芦原町教育委員会、1973年）243頁、坂本豊『金津町坪江の郷土史』（金津町教育委員会、1985年）71・72頁。
- 28) 飯塚五右衛門家文書「伝馬諸日記」（資料番号 C0099-00006）、大連彦兵衛家文書「家秘簿 東館大連」（資料番号 C0013-00306）。
- 29) 前掲注11「諸士先祖之記（諸士先祖之記録 二）」。
- 30) なお、寛永6年に市兵衛が跡知を下された時、市兵衛の弟八郎兵衛は跡知から分知を下されている。八郎兵衛は光通の兄昌勝御付となり、昌勝に付き従って松岡藩へ移ったとされ、その後も松岡藩士秋田家として代を重ねて「諸士先祖之記」が成立した当時も松岡にあったという。「姓名録」では同家が本家、市兵衛家が分家になっており、同藩が福井藩に併合された後に入れ替わったようである（前掲注5『福井藩士履歴 1 あ～え』35・36・39・40頁、ならびに前掲注11「姓名録」）。
- 31) 「南越雑話」については「南越雑話」輪読会「南越雑話（一）一翻国と現代語訳一」（『若越郷土研究』第六十二巻第一号、2017年）「はじめに一解題と判例一」（担当は長野栄俊氏）参照。また、当該逸話は「同（三）一翻国と現代語訳一」（『同』第六十三巻第一号、2018年）15～17頁に「上巻一第四二話」（担当は内田好美氏）として掲載されている（底本は松平文庫「南越雑話 上」（資料番号 A0143-02066）。なお、前掲注2の「三国役」は同書にみえる（「三国役ニテ居タルニ」）。ただし、写本によっては「三国ニ居たるニ」であり、別称としては検討が必要である。
- 32) 松平文庫「越雄記」（資料番号 A0143-02072）。
- 33) 編者は井上翼章、成立（自序）は安永10年（1781）。同書については三上一夫校訂『越藩史略』（歴史図書社、1975年）参照。翼章の履歴は前掲注5『福井藩士履歴 1 あ～え』135頁参照。
- 34) 前掲注33、17頁。
- 35) 前掲注31「南越雑話（一）」～「同（一一・完）」（『若越郷土研究』第六十八巻第二号、2024年）。
- 36) 齋藤恵太郎『二十六藩の藩学と土風』（全国書房、1944年）。
- 37) 前掲注36、4～8頁。
- 38) 前掲注36、579・580頁。

〔付記〕脱稿後、橘悠太氏より、松平文庫「御家老中御用留抜再編」（資料番号 A0143-02065）の金津喧嘩の記述（寛文9年11月23日条）をご教示いただいた。そちらの記述については、稿を改めて検討したい。